

県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則

○県立特別支援学校管理規則（昭和五十四年千葉県教育委員会規則第二号）に関する資料

改正案	現行
（職員の進退に関する意見具申等） 第五十六条 校長は、所属職員の任免その他の進退に関する意見を教育委員会に具申しなければならない。 2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。 一 死亡したとき。 二 公務上の災害を受けたと認められるとき。 三 学校教育法第九条第一号、第二号又は第四号に該当することとなつたとき。 （履歴書） 第六十条 校長は、職員（事務職員を除く。）が新たに配置されたときは、速やかに履歴書を作成しなければならない。 2 略 3 略 <u>第六十一条 削除</u>	（職員の進退に関する意見具申等） 第五十六条 校長は、所属職員の任免その他の進退に関する意見を教育委員会に具申しなければならない。 2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。 一 死亡したとき。 二 公務上の災害を受けたと認められるとき。 三 学校教育法 <u>（昭和二十二年法律第二十六号）</u> 第九条第一号、第二号又は第四号に該当することとなつたとき。 （履歴書） 第六十条 校長は、職員（事務職員を除く。 <u>次条において同じ。</u>）が新たに配置されたときは、速やかに履歴書を作成しなければならない。 2 略 3 略 <u>（出勤簿）</u> <u>第六十一条 校長は、職員の出勤簿を作成しておかなければならない。</u> <u>2 校長は、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、休暇、週休日、代休日、育児休業、部分休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記載しなければならない。職員が休職及び停職の処分を受けた場合についても、同様とする。</u>